

個人課税の増税とタックスシェルター

1 平成23年度の税制改正の動向

平成23年度以降の税制改正関連の事項は錯綜した状態になっている。

平成23年度税制改正大綱（以下「23年大綱」という。）には、個人所得課税として、給与所得控除に上限を設定し、相続税では、基礎控除の引下げ、死亡保険金の非課税枠の縮小等が規定された。しかし、これらの項目はいずれも見送られたのである。

そして、平成23年度税制改正法案（以下、地方税に関する法案を除く。）は、①平成23年3月31日に可決成立した「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案」、②平成23年6月30日に可決・成立した期限切れの措置法の延長等を内容とする「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」と、③引き続き審議することとなり、法律の名称変更と内容の一部修正を行った「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得法等の一部を改正する法律案」とに分けられた。

さらに、平成22年10月に政府・与党社会保障改革検討本部が設置され、平成23年末には、「社会保障・税の一体改革素案」（以下「素案」という。）の作成において、消費税、所得税及び相続税の増税が論議された。

そして、平成23年11月30日に、いわゆる平成23年度税制改正法案のうちの積み残し部分である上記③「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正

する法律案中修正」（いわゆる積み残し法案）が成立し、平成23年12月2日より施行された。

また、同日、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（以下「復興財源確保法」という。）が成立し、平成23年12月2日から施行されることになった。この復興財源確保法により、復興特別税として、復興特別法人税と復興特別所得税が創設され、復興特別所得税は、平成25年から以後25年間までの各年分において付加税として2.1%が課税される。

2 平成24年度税制改正大綱

平成23年12月10日に「平成24年度税制改正大綱」（以下「24年大綱」という。）が公表された。この24年大綱は、法人税率の引下げ等については、平成23年11月30日に成立した、いわゆる積み残し法案において実現したが、その見送られた項目も多く、これらの項目に関する改正案が示されている。

24年大綱の個人所得税では、給与所得控除の上限設定が行われることになった。その結果、給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の上限を設けることとなった。なお、役員給与等に係る給与所得控除については、税率構造を含む改革の方向性を踏まえ、引き続き検討することになった。23年大綱では、高額な法人役員等の給与に係る給与所得控除を縮減する案が示されていたが、これは今後の課題となったのである。

24年大綱では、相続税の課税が、亡くなられた方100名に対して4件程度にまで低下する等、

Topics of International Taxation

その富の再配分機能が低下しているという観点から相続税の負担の適正化を図るための改正の必要性を述べている。23年大綱では、既に述べたように、基礎控除の引下げ、相続税の課税ベースや税率構造の見直しを図ったが、国会審議の結果、これらの改正事項については見送られたのである。しかし、23年大綱及び素案において示された相続税の課税強化は、日本の財政状態を考慮すれば、今後、避けて通れない事項といえよう。

3 日本の富裕層

金融機関等の調査によると、日本の富裕層(金融資産を1億円以上所有する世帯)は世帯数全体の約2%であるが、資産の保有割合は約20%である。また、世界における不動産を含めた家計純資産の比較(2010年現在)では、第1位が米国、第2位が日本、第3位が中国である。

この富裕層に対して、個人所得税及び資産税等の税負担を増やす方向に現在あるといえる。しかし、日本の所得税率の変遷をみると、昭和61年の所得税率は10.5%~70%である。昭和62年度税制改正により、最高税率は60%に引き下げられ、昭和63年12月に成立した税制改革法によれば、10%~50%の5段階に簡素化されたのである。そして、平成11年度税制改正により所得税の最高税率が37%になったのである。この方向が今後逆転することになる。

4 米国における先例

最近の象徴的事案としては、贈与税のない香港に住所を移して株式の贈与を受けた租税回避事案と、孫への贈与に関連して、受贈者となる孫を非課税無制限納税義務者に該当することを回避するために外国国籍にした事案等、国際相続等に関連した事案が注目されている。

これらの事案とは別に、一般に、税負担が増加すると租税回避が増加するといわれている。

これと同じ状況が、1970年代の米国にみることができる。

1960年代までの米国の物価は比較的安定していたが、1970年代は連邦政府の財政赤字とインフレーションが著しい時期であった。この期間、インフレーションによって名目所得が増大し、個人所得税においてより高い税率区分が適用されるブラケットクリープという現象が生じたのである。その後、レーガン大統領は、1981年法により、個人所得税率の引下げ、加速償却等の導入を図り、その後の1986年税制改革法で再度、所得税の引下げを図ったのである。

この1970年代は、個人のタックスシェルターが増加したのである。その結果、米国の立法当局は、1970年から1980年代においてタックスシェルター対策に追われるのである。個別的な対抗立法以外に、1986年税制改革法により所得税率を大幅に引き下げた原因の一つが、タックスシェルター対策であるといわれている。この間に、1981年改正法では、減価償却の耐用年数を大幅に短縮化したことによりタックスシェルターが増加するという現象もあった。なお、米国において法人におけるタックスシェルターが増加するのは、1990年代である。

5 今後の展開

外国税制等との単純な比較で見解を述べることは早計かもしれないが、我が国においても、航空機リース等の節税商品が出回った時期もあった。このような状況の変化を織り込んで考えると、個人に対する増税傾向が続くと、新しいタックスシェルター等が出現する可能性もある。

中央大学商学部教授

矢内 一好